の規定による別表第一第八号から第十五号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号、第四号及び第六号から第八号の三までに掲げる業務、同項第三号及び第四号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務に限る。）の代理及び前項第一号から第四号までに掲げる者の業務の代理 イ～ヲ　（略） ワ　農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十五条第一項 二～六　（略）	の規定による別表第一第八号から第十五号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号、第四号及び第六号から第八号の三までに掲げる業務、同項第三号及び第四号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務に限る。）の代理及び前項第一号から第四号までに掲げる者の業務の代理 イ～ヲ　（略） （新設） 二～六　（略）

（農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件の一部改正）

第二条　平成十八年三月三十一日金融庁農林水産省告示第九号（農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二条　法第十条第六項第八号の主務大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。 一　前条第一号（同号ハからリまで、ネ及びラを除く。）に掲げる者の業務（同号イに掲げる者にあっては株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前条第一号ヌに掲げる者にあっては中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第七十条第二項第一号に掲げる業務に限る。）の代理	**第二条**　法第十条第六項第八号の主務大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。 一　前条第一号（同号ハからリまで、ネ及びラを除く。）に掲げる者の業務（同号イに掲げる者にあっては株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前条第一号ヌに掲げる者にあっては中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第七十条第二項第一号に掲げる業務に限る。）の代理

イ～ヌ　（略） ル　農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十五条第一項 二～四　（略）	イ～ヌ　（略） （新設） 二～四　（略）

第四条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第六条第一号ニの農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものは、株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対するそれぞれこれらの号の下欄に掲げる資金の貸付けに係る債務の保証及び第二条第一号ロからルまでに掲げる法律の規定による資金の貸付けに係る債務の保証とする。

（水産業協同組合法第十一条第三項第七号等に規定する主務大臣の定める者等を定める件の一部改正）

第三条　平成十八年三月三十一日金融庁農林水産省告示第十二号（水産業協同組合法第十一条第三項第七号等に規定する主務大臣の定める者等を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二条　法第十一条第三項第七号、第八十七条第四項第七号、第九十三条第二項第七号及び第九十七条第三項第七号の主務大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。 一　前条（第三号から第九号まで、第十三号及び第十八号を除く。）に掲げる者の業務（同条第一号に掲げる者にあっては株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前条第十号に掲げる者にあっては中小企業退	**第二条**　法第十一条第三項第七号、第八十七条第四項第七号、第九十三条第二項第七号及び第九十七条第三項第七号の主務大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。 一　前条（第三号から第九号まで、第十三号及び第十八号を除く。）に掲げる者の業務（同条第一号に掲げる者にあっては株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前条第十号に掲げる者にあっては中小企業退